

## 鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。））及び実質化された人・農地プラン（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）附則（令和5年4月1日付け4経営第3216号）5の規定によりなお従前の例によるものとされる「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「進め方通知」という。）2の（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。以下同じ。）を作成するなど、中心経営体等の育成・確保に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む地域等を支援することにより、地域農業の担い手の育成・確保を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」）及び担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）第2別表のⅡの定めるところにより、別表の第1欄に掲げる対象事業について、次に掲げる市町村に対して予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町村

(2) 別表の第5欄に掲げる間接補助事業者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定めるところにより算定した本補助金額以上の間接補助金を交付する市町村。

2 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）について、別表の第4欄に定めるところにより算定した額以下とする。

3 機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
- 4 市町村長は、事業の円滑な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められ、交付決定前の事業着手が必要なときは、本事業の内容が的確かつ補助金の交付が確実となつてから、あらかじめ理由等を記載した様式第3号により交付決定前の事前着手届を知事に提出するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）市町村が行う対象事業に係る別表第6欄に定める変更。
- （2）間接補助金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る別表の第6欄に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(遂行状況の報告)

第10条 補助事業者は、本補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第5号とする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

#### (間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

#### (収益納付)

第13条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

#### (提出書類について)

第14条 規則及びこの要綱並びに実施要綱の規定により提出する書類は、所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長に提出するものとする。

2 前項の規定により書類の提出を受けた地方事務所の長は、当該書類の写しを農林水産部長に送付するものとする。

#### (雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月7日から施行し、令和4年度以降に実施する事業から適用する。  
なお、鳥取県経営体育成支援事業を実施したものについては、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行し、令和5年度以降に実施する事業から適用する。

別表（第3条、第8条関係）

1 対象事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 間接補助額	5 間接補助事業者	6 重要な変更
1 融資 主体型補助事業 〔先進的 農業経営 確立支援 タイプを 含む〕	市町村	実施要綱別記のⅠの 第1の3の（1）のウの 助成対象となる事業（当 該事業に要する経費に ついて実施要綱別記の Ⅰの第1の3の（1）の エに掲げる融資機関か らの融資（以下「プロジ ェクト融資」という。） を活用するものに限 る。）に要する経費	事業実施主体ごとの第3欄に 掲げる経費に10分の3を乗じ て得た額。 ただし、次のいずれか低い額 を限度とする。 （1）助成の対象となる経費の うちの融資額 （2）助成の対象となる経費か ら融資額及び地方公共団体等 による助成額を控除して得た額 （3）300万円（ただし、目 標地図に位置付けられ、実施要 綱別記のⅠの第2の2の（5） の条件を満たす者は、600万 円。知事が本補助金の予算額を 考慮して別に定めたときはその 額とする。） 先進的農業経営確立支援タイ プにおいては、法人は1,50 0万円、個人は1,000万円 （知事が本補助金の予算額を考 慮して別に定めたときはその額 とする。）	実施要 綱別記の Ⅰの第1 の3の （1）のイ に掲げる 助成対象 者	1 対象 事業に掲 げる1、2 及び3に 係る経費 の相互間 における 流用  2 事業 費の30 %を超え る増又は 国庫補助 金の増  3 事業 費又は国 庫補助金 の30% を超える 減
2 条件 不利地域 型補助事 業		実施要綱別表1の3に 掲げる次の事業の実施 に要する経費（実施要綱 別記のⅢの第1の3の （2）のイの基準を満た すものに限る。）	事業実施主体の事業内容ごと の第3欄に掲げる経費に2分の 1（実施要綱別表1の3の4欄 に基づき交付の対象となるもの にあつては、3分の1とする。） を乗じて得た額。 ただし、1事業実施主体につ き4,000万円を上限とする。	実施要 綱別記の Ⅲの第 1の3の （1）に掲 げる助成 対象者	
3 被災 者支援型 補助事業		実施要綱第3の1の但し書きの場合に実施することができるものと し、事業内容等は、実施要綱別記のⅡに定めるところによるものとする。			

様式第1号(第4条、第11条関係)

年度鳥取県農地利用効率化等支援事業計画(報告)書及び収支予算(決算)書

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

(計画(報告)の内容が分かる実施要綱に規定する支援計画(実施要綱別紙様式1号を別紙として添付すること。)

3 経費の配分

単位:円

区分	事業費 G=A+B+C+D+E+F	負担区分						備考
		国費 A	県費 B	市町村費 C	その他 D	事業実施主体負担経費		
						融資 E	自己負担 F	
1-1 融資主体型補助事業 (先進的農業経営確立支援タイプ)								○経営体 仕入れ控除税額 円
1-2 融資主体型補助事業 (通常、優先タイプ)								○経営体 仕入れ控除税額 円
2 条件不利地域型補助事業								○経営体 仕入れ控除税額 円
3 被災農業者支援事業								○経営体 仕入れ控除税額 円
計								

4 事業完了(予定)年月日

年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1-1 融資主体型補助事業 (先進的農業経営確立支援タイプ)	円	円	円	円	
1-2 融資主体型補助事業 (通常、優先タイプ)					
2 条件不利地域型補助事業					
3 被災農業者支援事業					
計					

注) 1 本様式を報告書及び決算書とする場合は、5を収支精算とし(1)、(2)は本年度精算額及び本年度予算額を記載する。

2 事業内容に変更があった場合は、変更前を上段( )書きし、変更後を下段に記載する。

6 他の補助金の活用の有無(有・無)

(1) 活用する補助金名
(2) 事業内容
(3) 当該補助金に係る問い合わせ先

注) 1 他の補助金の活用の有無について「有」「無」のいずれかに○を記載すること。

2 「有」の場合は、(1)～(3)の内容を記載すること。

3 (3)は、補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先を記載すること。

7 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者

・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入れ控除税額が明らかでない一般課税事業者)

\*該当するものに丸をすること。

8 その他

(1) 補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。
(2) 今後、当該建物(設備、備品を含む)に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載する。

9 添付書類

(1) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し(実績報告書の場合に限る。)

(2) 事業費の詳細が分かる資料(見積書、竣工届等)

(3) 財産管理台帳(様式第6号、実績報告書の場合に限る。)

様

職 氏 名

## 〇〇年度鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定通知書

年 月〇〇日付第〇〇号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

## 記

## 1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

## 2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円  
(2) 交付決定額 金 円

## 3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

区 分	交付対象経費	交付決定額
1-1 融資主体型補助事業 (先進的農業経営確立支援タイプ)	円	円
1-2 融資主体型補助事業 (通常、優先タイプ)	円	円
2 条件不利地域型補助事業	円	円

## 4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県農地利用効率化等支援補助金交付要綱（令和4年6月7日付第202200054193号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

## 5 補助規程の遵守

本補助金は間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則、要綱及び実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。）及び担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。）の規定に従わなければならない。



様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定前着手届

年 月 〇〇日付第〇〇号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第5条第4項の規定に基づき、交付決定前着手届を提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

事業実施主体	事業内容	事業費	着手予定 年月日	竣工予定 年月日	理由

職 氏 名 様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金遂行状況報告書

〇年〇月〇日付第〇〇号で交付決定通知のあった鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金について、鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況

区 分	総事務費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		出来高事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定月日	
融資主体型補助事業 （先進的農業経営確立支援タイプ）	円	円	%			
融資主体型補助事業 （通常、優先タイプ）						
条件不利地域型補助事業						
被災農業者支援型補助事業						

2 事業開始年月日

年 月 日

様式第5号（第11条関係）

番 号  
年 月 日

職 氏 名 様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県農地利用効率化等支援事業仕入控除税額確定報告書

〇年〇月〇日付第〇〇号により交付決定通知のあったこの事業について、鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第11条の4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 , 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 , 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 , 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 , 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第5号 別紙（第11条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
  - (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税仕入 れ	合計
経 費 の 内 訳						

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

